

日本水道協会水道用品検査規程 対比表

改正前	改正後	備考
<p>日本水道協会水道用品検査規程</p> <p style="text-align: right;">昭和9年11月第3回総会議決 昭和13年1月15日改正 昭和27年1月1日改正 昭和37年6月21日改正 昭和45年9月3日改正 昭和48年1月31日改正 昭和59年10月4日改正 昭和61年10月1日改正 平成9年2月12日改正 平成20年10月24日改正 平成30年3月30日改正</p>	<p>日本水道協会水道用品検査規程</p> <p style="text-align: right;">昭和9年11月第3回総会議決 昭和13年1月15日改正 昭和27年1月1日改正 昭和37年6月21日改正 昭和45年9月3日改正 昭和48年1月31日改正 昭和59年10月4日改正 昭和61年10月1日改正 平成9年2月12日改正 平成20年10月24日改正 平成30年3月30日改正 令和4年1月6日一部改正</p>	<p style="color: red;"><改正の要点></p> <p style="color: red;">①「日本工業規格」から「日本産業規格」への変更</p>
<p>第1条 この規程は、日本水道協会(以下、本協会という。)が水道用品の検査を行うため、これに必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 検査の基準は、次の各号による。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 日本工業規格</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 日本水道協会規格</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 注文者の承認する仕様書</p> <p>2 検査は、前各号に基づき、本協会水道用品検査通則(以下、検査通則という。)及び検査施行要項によって行う。</p> <p>第3条 前条第2項の検査通則及び検査施行要項の制定及び改正は、検査事業委員会の議を経て、理事長がこれを定める。</p> <p>第4条 検査申込者は、検査申込書を提出し、検査手数料を納付しなければならない。</p> <p>第5条 検査手数料は、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。</p>	<p>第1条 この規程は、日本水道協会(以下、本協会という。)が水道用品の検査を行うため、これに必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 検査の基準は、次の各号による。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 日本工業産業規格</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 日本水道協会規格</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 注文者の承認する仕様書</p> <p>2 検査は、前各号に基づき、本協会水道用品検査通則(以下、検査通則という。)及び検査施行要項によって行う。</p> <p>第3条 前条第2項の検査通則及び検査施行要項の制定及び改正は、検査事業委員会の議を経て、理事長がこれを定める。</p> <p>第4条 検査申込者は、検査申込書を提出し、検査手数料を納付しなければならない。</p> <p>第5条 検査手数料は、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。</p>	

改正前	改正後	備考
<p>ただし、軽易な検査手数料については、検査事業委員会の議を経て、理事長がこれを定めることができる。</p> <p>第6条 検査の結果、合格と認めたものについては、検査証印を明示する。 ただし、本協会が別に定めるところにより承認した検査工場については、検査証印の検査前表示をすることができる。</p> <p>2 検査証印は、本協会の徽章を用いる。</p> <p>第7条 本協会は、検査日報を作成する。</p> <p>第8条 本協会は、検査合格品について品質適合証明書を発行する。</p> <p>2 検査申込者は、品質適合証明書の再発行を依頼をすることができる。 この場合は、別に定める手数料を納付しなければならない。</p> <p>第9条 検査申込書、検査日報、及び品質適合証明書等の様式については、別に定める。</p> <p>第10条 検査のため、旅費を要する場合は、検査申込者の負担とし、これを本協会に支払うものとする。</p> <p>2 旅費の算定については、本協会旅費規程及び検査旅費要綱の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規程は、昭和62年3月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規程は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規程は、平成20年11月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規程は、平成30年3月30日から施行する。</p>	<p>ただし、軽易な検査手数料については、検査事業委員会の議を経て、理事長がこれを定めることができる。</p> <p>第6条 検査の結果、合格と認めたものについては、検査証印を明示する。 ただし、本協会が別に定めるところにより承認した検査工場については、検査証印の検査前表示をすることができる。</p> <p>2 検査証印は、本協会の徽章を用いる。</p> <p>第7条 本協会は、検査日報を作成する。</p> <p>第8条 本協会は、検査合格品について品質適合証明書を発行する。</p> <p>2 検査申込者は、品質適合証明書の再発行を依頼をすることができる。 この場合は、別に定める手数料を納付しなければならない。</p> <p>第9条 検査申込書、検査日報、及び品質適合証明書等の様式については、別に定める。</p> <p>第10条 検査のため、旅費を要する場合は、検査申込者の負担とし、これを本協会に支払うものとする。</p> <p>2 旅費の算定については、本協会旅費規程及び検査旅費要綱の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規程は、昭和62年3月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規程は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規程は、平成20年11月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規程は、平成30年3月30日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="color: red;">この規程は、令和4年7月1日から施行する。</p>	